INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 142 2016年01月15日

EU 商標制度改革

欧州共同体(EU)の商標制度は、商標ハーモ指令と CTM 規則より構成されている。EU 商標庁は中国、米国に次いで世界第 3 位の出願件数を扱っている。EU におけるビジネスをより魅力のあるものにするために、欧州議会は EU 商標制度の改革案を承認した。

新たな EU 商標指令は 2015 年 12 月 23 日に公告され、28 の加盟国は 3 年以内(2019 年 1 月 14 日まで)にほとんどの規定を履行しなければならない。改正商標規則は 2015 年 12 月 24 日に公告され、2016 年 3 月 23 日に施行される。EU 商標制度改革の要点は以下の通りである。

＊ 用語

OHIM(Office for Harmonization in the Internal Market)は「European Union Intellectual Property Office」(EUIPO)に、「Community Trade Mark」(CTM)は「European Union Trade Mark」(EUTM)に変更する。

＊ 侵害品の通過

EU 商標の権利者は EU 域外から EU に持ち込まれ、それが EU で流通するか否かに関わらず模倣品/侵害品の流入を阻止することができる。権利者が商品の最終目的地で侵害の主張ができない場合を除く。

＊ 商品・役務のクラスヘディングの保護範囲

“IP TRANSLATOR”事件において欧州裁判所は、クラスヘディングは帰属分類の全ての商品・役務をカバーするものではないことを決定した。2012 年 6 月 22 日前にクラスヘディングで出願された EU 商標について、改正規則施行後 6 ヶ月以内にニース分類のアルファベットリストのどの商品・役務をカバーするかの宣言書を提出することができる。

＊ **保護対象**

EU 商標はその態様を明確且つ正確に記述できるならば視覚的に表示することは不要である。商標の範囲は色彩、音及び証明標章を含むものに拡大する。米国の制度とは異なり、EU 商標では商標の一部を権利不要求にすることはできない。

＊ **絶対的拒絶理由**

商品の性質に起因する形状又はその他の特徴からのみ構成される商標は登録できない。既存の伝統的ワイン及び特定品の名称並びに既存の植物の品種は登録できない。

＊ **相対的拒絶理由**

保護された原産地表示又は地理的名称を異議申立の根拠とすることができる。

＊ **異議申立期間**

国際登録に対する異議申立期間は 3 ヶ月のままだが、異議申立期間の開始が公告後 6 ヶ月ではなく 1 ヶ月後となる。つまり、異議申立期間は公告日の 1 ヶ月後から 3 ヶ月間となる。

＊ **国内特許庁の行政手続の実施**

加盟国において商標登録の取消及び無効の行政手続きを 7 年以内に実施する。

＊ **新公費**

分類毎の料金体系は出願費用の多少減額となり、更新については 37%の減額となっている。

（出典：OHIM）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。